

事務事業評価の評価結果について（平成26年度の事業に対する評価）

市民部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
市民課	戸籍住民記録事業	<p>戸籍住民記録事業として、戸籍事務、住民基本台帳事務、印鑑事務があります。戸籍事務は戸籍法による法定受託事務であり、各種届に基づき戸籍を編製しその身分関係を登録公証します。住民基本台帳事務は住民基本台帳法に基づき、住民に関する記録の適正な管理と各種証明書の発行を行います。また、印鑑事務は津市印鑑の登録及び証明に関する条例に基づく事務で、印鑑登録及び印鑑登録証明書の発行を行います。平成27年10月からは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する事務も開始されます。</p> <p>これらの事務は市民にとって身近な手続きとサービスであることから、正確かつ迅速に事務を行うことはもとより、一部業務の民間委託などにより、効率的な市民サービスの提供に努めます。</p>	担当職員の研修及び情報共有の場の設定。民間委託業者との意見交換の場の設定	市民に満足いただくサービスを提供できるよう、窓口事務を担当する本庁、総合支所、出張所の職員に研修等を行い、情報の共有化と課題の早期発見・解決を図ります。また、本庁市民課窓口の民間委託業者と意見交換を行う場を持つことにより、業務の現状と課題を把握し、業務改善につなげる取り組みを推進します。	延べ30回	延べ28回		<p>①本庁市民課職員の研修の開催…12回</p> <p>②総合支所の研修、意見交換の開催…2回</p> <p>③津地域出張所長会議での意見聴取等…4回</p> <p>④民間委託業者との意見交換の開催…12回</p> <p>意見交換会を行うことにより、業務の現状と課題を把握し、日々の業務改善に繋げることができました。</p>	4	本庁、各総合支所及び各出張所等において、市民に一番身近な戸籍や住民異動の届出手続きや各種証明書の受付・交付等について、手続きに係る情報共有に努め、正確かつ迅速に事務を行いました。	現状維持	本庁、各総合支所及び各出張所等において、安定した市民サービスの提供を図りました。戸籍事務等における窓口業務について、今後とも、更なる質の高い安定した市民サービスを提供していくと共に、事務の効率化も図っていきます。また、職員の資質向上のためにも定期的な勉強会を行っています。
市民課	斎場業務管理運営事業	<p>斎場業務は、市民生活に欠かすことのできない重要なサービスを提供する業務であることから、津市斎場いつくしみの杜について適正な管理運営を行う。また、美杉地域火葬場についても、同様に適正な維持管理・運営を行います。</p>	現斎場・火葬場の適正な維持管理運営。新斎場への円滑な業務移行	新斎場の建設が予定されているので、それまでの間、現斎場の適切な維持管理を行います。			<p>斎場・火葬業務の重要性に鑑み、現斎場・火葬場にあつては市民ニーズに対応した効率的な施設・設備運営を目指します。</p> <p>また、新斎場の稼働に際し、円滑な業務移行が図られるよう取り組みます。</p>	4	<p>施設の適切な維持管理運営を行いました。また、平成27年1月2日から新斎場への円滑な業務移行へも図りました。</p>	市民生活に欠かすことのできないサービスである斎場管理運営業務において、津、久居、香良洲の市営3斎場から新斎場いつくしみの杜に円滑に業務が移行できました。	現状維持	<p>現地確認を含むモニタリングを適正に実施し、斎場業務のサービス水準の維持向上を図ります。</p> <p>また、旧斎場の解体及び新斎場進入路の拡幅工事をを行います。</p>
市民課	新斎場整備事業	<p>既存の市営火葬施設の老朽化や将来的に予測される火葬需要の増加に対応するため、また、面積約110平方キロメートル・人口約29万大都市として適正な火葬業務を行うため新たな火葬施設を整備することにより、市民サービス及び社会福祉の向上と充実を図ります。</p>	新斎場の建設・供用開始に向けてのスケジュール管理	平成27年1月の供用開始に向けて建設工事の完了、運営体制の整備、円滑な業務の移行、市民等への周知など、業務の段階的なスケジュール管理が重要となります。			<p>平成27年1月2日の施設供用開始に向け、PFI手法の順に則り、施設整備を進めます。</p>	4	<p>PFI手法の順に則り、整備スケジュールに沿って民間事業者による施設の建設工事を完了し、計画どおり平成27年1月2日に施設を供用開始しました。</p>	<p>PFI手法の順に則り、整備スケジュールに沿って、民間事業者が施設の建設工事等を行ない、整備が完了しました。</p> <p>また、進捗状況にあわせ地元自治会等への説明会等を適時開催することで、住民の理解を得ながら、事業を進め、計画どおり平成27年1月2日に新斎場の供用を開始しました。</p>	廃止	平成27年1月2日に新斎場の供用を開始したことから、本事業は終了しました。

市民部

評価：4=できている 3=概ねできている 2=課題克服が必要 1=未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
市民交流課	市民生活事業	津市犯罪のない安全・安心なまちづくり基本計画に基づき、市民の防犯及び消費生活に対する意識の高揚を図ることにより安全で安心な地域社会を実現します。	市民の治安に関する認識	犯罪に遭わないための意識啓発や事業を継続して行います。	50%	66%		津市犯罪のない安全・安心なまちづくり基本計画に基づき、防犯対策など各種施策を行い、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進します。	4	自治会が設置するLED防犯灯に対し補助金を交付するとともに、集落間の通学路等危険な場所へ環境に配慮したLED防犯灯を集落間防犯灯として64灯設置しました。 また、津市防犯協会の各支部において積極的な啓蒙活動が行われ、市民の安全と防犯に対する意識の高揚を図ることができた。津市が設置する公の施設からの暴力団排除措置要領運用協定書に基づき、あらゆる暴力及び暴力団の排除に向けた体制づくりが進んでいます。	拡充・充実	自治会のLED型防犯灯設置を推進し、集落間防犯灯の整備も継続して行っています。消費生活センターの機能強化に努め、また、暴力団排除のための市民の暴力追放の意識向上を図るなど事業の推進に努めました。今後も基本計画に基づき事業を推進していきます。
市民交流課	計量事業	安心な消費生活の確保を図るため、計量法に基づき取引や証明に使用される特定計量器の定期検査を行います。	特定計量器検査未受検台数	検査台数を成果指標とします。	0台	34台		特定計量器検査未受検の事業所に対して、追加検査の案内をするなどして未受検台数をなくします。	4	定期検査の的確な実施により、特定計量器の適正な管理を行うことができました。	現状維持	計量法に基づく検査を実施し、特定計量器を適正に管理します。
市民交流課	会館、市民センター管理運営事業	市民の交流やコミュニティ活動の支援を行うとともに、施設の適正な管理運営に努めます。	利用者数	橋南市民センターほか3市民センター、橋南会館ほか5会館及び賢崎地区防災コミュニティセンターの利用者年間延べ人数を指標とします。	163,000人	164,019人	会館 7館 75,000人 市民センター 4館 88,000人	適切な施設管理・運営の結果、市民の交流やコミュニティ活動の場として、安定した施設利用が続いています。	4	会館、市民センター等施設の適切な維持管理を行うことで、市民に交流やコミュニティ活動の場を提供することができました。また、南が丘会館別棟が平成27年3月に完成し、地域の方々の新たなコミュニティ活動の場として活用が始まっており、今後、より一層の利用が見込まれます。	現状維持	市民の交流施設として、適正な維持管理を行っていきます。平成27年度には津西会館の駐車場用地の取得を予定しており、より一層の利用が見込まれます。
市民交流課	姉妹・友好都市交流事業	姉妹都市（オザスコ市）及び友好都市（鎮江市）との交流を通じ、市民の姉妹友好都市についての認識と、国際交流意識の高揚に努めます。	姉妹・友好都市交流事業の実施	姉妹・友好都市交流事業に係る交流事業実施の延べ回数を指標とします。	3回	3回		鎮江市友好都市提携30周年記念事業については、記念事業の実施及び相互的な人的交流を通じて、概ね目標を達成しました。	3	ブラジルオザスコ市とは定期的な情報交換を行い、中国鎮江市とは友好都市提携30周年記念事業の実施を通じて互いの市民同士の交流を深めました。	現状維持	平成28年度にオザスコ市との姉妹都市提携40周年を迎えることから、記念事業の実施に向けた連絡調整及び準備を行います。鎮江市とは30周年事業の終了を機に、さらなる友好交流の拡充に向けた新たな形態での交流事業や従前事業の見直しを行います。また、引き続き事業に関する市民への周知を行っていきます。
市民交流課	国際交流一般事業	地域国際交流協会との連携事業や国際交流団体への補助の実施等により、市民主体の国際交流活動の促進に努めます。	国際交流ボランティアバンクへの登録者数	市民への国際感覚の育成を進め、翻訳、通訳、イベント応援など国際交流ボランティアバンクへの登録者数を成果指標とします。	100人	85人		市民の国際感覚の育成を図り、国際交流ボランティアバンクへの登録者数の増加を目指していくとともに、その活用にも努めます。	3	津市国際交流協会との連携や国際交流団体事業への補助及び国際交流推進基金の適正な管理運営により、市民の国際交流活動への参画を促進することができました。	現状維持	市民参画を主体とした国際交流事業の実施・充実を図るとともに、従来事業の見直し、合理化等に努めさらなる拡充を図ります。

市民部

評価：4=できている 3=概ねできている 2=課題克服が必要 1=未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
市民交流課	多文化共生事業	多文化共生に関する事業を実施し、日本人住民と外国人住民が地域で共生できる環境づくりを図ります。また、未だ厳しい社会情勢の中で、外国人住民への生活支援や生活相談を行うことにより、外国人住民の地域社会での安定した生活を支援します。	外国人住民生活相談件数	外国人住民向け生活オリエンテーションを実施することにより、日本の文化や生活習慣などの違いを認識したり、生活相談等により情報を受けとることにより、スムーズな地域生活につなげられることから、多文化共生社会の実現に向けた一つの方策として、その開催回数を指標とします。	900件	882件		外国人住民に関する課題の解決はもちろん、外国人住民の持つ多様性を生かしたまちづくりを目指します。	3	外国人住民の相談や支援を通して、日本社会についての理解を深められるよう啓発を行いました。	現状維持	定住化傾向にある外国人住民が地域社会の一員として、日本人住民と共生し豊かに暮らせるよう、相談業務等を通じ多文化共生社会の実現を進めます。 また、多様性を生かしたまちづくりについて検討していきます。
市民交流課	国内交流事業	国内友好都市（上富良野町）、その他交流都市（日本三津交流、藤堂高虎公ゆかりの地）を対象とし、国内友好都市やその他交流都市との交流事業の実施により、都市間の交流を深めます。	国内交流都市との交流事業の実施	国内交流都市（北海道上富良野町、三津交流、藤堂高虎公ゆかりの地）との交流事業実施の有無を指標とします。			国内交流都市との交流事業の実施	今後も引き続き国内交流都市との交流事業を継続するとともに、合理化を図るため事業の見直しについて検討します。 ※なお、「日本三津交流会議」については毎年、事務局当番市において担当者会議を開催していましたが、27年度より電子メール等を活用して事務連絡を行う旨合意しました。	3	藤堂高虎公ゆかりの甲良町より津まつりに参加いただいたことで交流を深めることができました。 また、愛媛県今治市で開催された「高虎サミットin今治」に参加し、交流を深めるとともに、次回サミット開催について正式に津市で開催されることが決定されました。	現状維持	平成28年度、29年度において周年事業等が予定されていることから、今後も各交流都市との連絡を密にするとともに、事業開催に向けた準備及び市民への周知を図ります。
市民交流課	交通安全対策事業	交通事故防止のために、交通安全施設の更新等を促進するとともに、津市交通安全対策会議を通じて、交通安全運動の推進、交通安全教育プロバイダによる幼児・児童等に対する交通安全教育等を実施します。 津市交通遊園では、交通安全学習促進のために交通遊具の貸出及び維持管理業務を行います。	交通事故死傷者数	安全安心な交通社会の実現のため、交通事故死傷者数を指標とします。	0人	1,656人		交通事故防止のためには、関係機関・団体と連携を密にして、本事業を継続していくことで、市民の交通安全意識の高揚に努め、交通事故を防止します。	3	計画に基づいた事業を行った結果、交通事故死傷者数を前年比約17.9%減少（-361人）させることができました。	拡充・充実	関係機関・団体と連携を密にした各種交通安全活動の充実、市民の交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図った結果、交通事故死傷者が減少したことから、今後も拡大と充実の向上を図ります。
市民交流課	放置自転車管理事業	放置禁止区域や公共の場所における自転車等の放置を防止し、安全で円滑な交通の維持並びに良好な環境の確保及びその機能の低下防止を図ります。	放置禁止区域などにおける放置自転車数	放置禁止区域や公共の場所における自転車等の撤去を行うことにより、安全で円滑な交通の維持並びに良好な交通環境の確保及びその機能の低下防止を図ります。	2,400台	1,526台	放置禁止区域における放置自転車等及び公共自転車駐車場における長期放置自転車等をなくします。	一部の駐輪場については、収容台数を超過していることから、有料駐輪場の設備の充実を図ります。	3	市内主要駅周辺等における放置自転車対策を実施することにより、交通の安全確保を図るとともに公共施設等における良好な環境づくりに資することができました。	拡充・充実	関係機関等の協力により、自主的な放置自転車等対策が実施され、マナーの改善も見られるが、一部の施設において収容台数を超過していることから、駐輪場の利用状況を調査し、適正な運用が図れるよう検討します。

市民部

評価：4=できている 3=概ねできている 2=課題克服が必要 1=未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
地域連携課	市民活動推進事業	津市市民活動センターを中心に、地域の課題解決に向けた市民活動団体等を支援し、その活動環境（場、機会、情報提供）を充実することで、市民活動団体の掘り起こしと新たな活動への広がりを支援します。	市民活動団体への活動支援	市民活動センターでの活動団体数	380（団体）	360（団体）	地域課題の解決に向け活動する市民活動を促進します。	市民による自主的で営利を目的としない活動団体等の活動の場として市民活動センターを設置するとともに、各団体間の交流の場としても活用を図りました。	4	津市市民活動センターの活用を通じて、団体等の活動を促進し、各団体間の交流の場としても提供できました。 また、公益的な活動に自主的に取り組む自治会や市民活動団体などを対象に、活動に要する経費に対し市民活動推進事業交付金として支援を行いました。	拡充・充実	津市市民活動センターを活用し、各団体間の交流の場として提供し、多様な市民活動の促進を図ります。 また、市民活動推進事業（市民セクション）において、これから新しい団体、新しい事業を生み出そうとする市民活動団体の活動のニーズに対応し、円滑な活動を支援することで、多くの団体が安定して活動に取り組めるよう支援していきます。
地域連携課	自治会関係事業	住みよい地域社会を形成していくために、地域住民が親睦や交流を通じて連帯感を培い、地域の課題解決に取り組む自治会活動を支援します。	自治会と行政の互いに自立した立場での協働の促進	自治会と行政が互いに自立した立場での協働を進めるため、自治会活動の自主的な運営への取組を促します。			個々の自治会の自主的な活動を支援し、自治会からの相談については相手の立場に寄り添って窓口業務等を行い、時代にあった自治会と行政の協働体制を整えていきます。	新しく就任した自治会長を含む全ての自治会長が、補助又は交付申請について、わかりやすく説明するために他部署と連携して説明会を設けるとともに、複数の課に関連する要望や意見について調整を行い、自治会からの要望や相談に対応しました。 また、地域要望を受け、新たに自治会掲示板設置補助金を設け、地域におけるコミュニティ活動の促進を図りました。	3	町自治会交付金などの交付により、自治会活動、地域コミュニティ活動の推進を図りました。 また、自治会からの要望や要請、相談に対し、関係各課と依頼・調整等を行い即答・即応に努めました。	見直し	自治会と行政の協働体制を整えるため、引き続き自治会活動に対する支援を行っていきませんが、自治会交付金のあり方や対象経費については見直していきます。 また、平成27年度からは、新たに配置された各地域担当者が地域の声をよく聞き、今まで以上に各地域の要望等を市民の皆様との立場で把握するよう努めていきます。
地域連携課	広聴相談事業	市民の意見や要望を幅広く聴きながら、市民の意識及び要望等を市政に反映させていきます。	市政に対する要望等への対応	市民の声などの回答ルールである「受付後1週間以内に現状把握、1ヶ月以内に回答」について進行管理を適正に行います。			市民の要望等に即答、即応し実現するため、市民の声などの回答ルールである「受付後1週間以内に現状把握、1ヶ月以内に回答」を徹底します。	市民の要望等に即答、即応し実現するため、市民の声などの回答ルールである「受付後1週間以内に現状把握、1ヶ月以内に回答」を周知します。	4	市民の声や自治会からの要望・意見の窓口として、迅速に対応できるよう関係部局に依頼するなどの調整を行いました。 市民に対して、法律の専門家等による各種相談事業を実施し、市民が抱えている様々な問題の解決や解消に向けた相談ができる機会を提供しました。 市政懇談会を17回、各種団体懇談会を13回、計30回開催しました。	拡充・充実	市民からの声や自治会からの要望を受け止め、関係部局への依頼など調整を行いながら迅速に市民相談等の対応を行い、市政の運営に役立てていきます。 また、平成27年度からは市政懇談会に替えて、定期的に各地域において地域懇談会を開催し、意見を伺うとともに、地域要望の実現に向けて考え、少しでも前に進めます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
地域連携課	地域かがやきプログラム事業	<p>東部（津・久居東・河芸・香良洲）、北部（安濃・芸濃・美里）、中部（久居西・一志・白山）、南部（美杉）の4つのエリアにおいて、地域住民が考える地域のあり方を踏まえるとともに、それぞれのエリア特性や資源を生かしながら、個性が輝く地域づくりを進めるための事業を実施します。</p> <p>津地域では、市の政治、文化、経済の中心的エリアとして、産業活動や市民活動の拠点を活かした地域づくり、市民、企業、大学等高等教育機関との連携による地域活動の活性化や歴史文化を活かした賑わい創出、地域コミュニティを担う人材や地域で主体的に行動する人材の育成などにより、地域連携による交流のまちづくりを目指します。</p>	実施事業数	東部エリアにおける津地域の振興を図るため、実施事業数を指標とします。	2事業	2事業		<p>対象事業の見直し等を行い、東日本の復興を目的とした津・河芸・香良洲地域連携「地域と人と絆づくり」イベント事業を特化して実施しました。</p> <p>一身田寺内町まつり事業についてはこれまでに引き続き実施しました。</p>	4	<p>一身田寺内町まつり事業、津・河芸・香良洲地域連携「地域と人と絆づくり」イベント事業の2事業を実施し、東部エリアの特性を活かした地域振興を図ることができました。</p> <p>平成27年度は、さらにエリア特性や資源を活かした地域振興が行えるよう、各地域が連携した事業に取り組みます。</p>	現状維持	<p>これまでの事業の取組を見直すとともに、関係各課等と事業について協議検討した結果、一身田寺内町まつり事業、津・河芸・香良洲地域連携「地域と人と絆づくり」イベント事業については引き続き実施していきます。</p>
地域連携課	地域インフラ維持事業	<p>道路、河川、公園及び交通安全施設等、地域インフラの維持修繕に関し、総合支所長の権限のもと、当該総合支所の予算管理（財源）においてフレキシブルに即時対応します。</p> <p>また、各総合支所管内の道路、河川、公園及び交通安全施設等に係る維持修繕及び単価契約等の委託業務に係る技術的な援助を行うため、総合支所と工事事務所が連携し、住民要望への迅速な対応を図ります。</p>	事業費執行率	より多くの要望を迅速に対応するため、事業費執行率を指標とします。	80%	100%		<p>久居 100% 河芸 99.8% 芸濃 98.9% 美里 99.9% 安濃 98.0% 香良洲 99.9% 一志 100% 白山 99.9% 美杉 100%</p> <p>一部の地域間で流用を行い、地域要望に対応しました。</p>	3	<p>平成26年度は二年目となり、総合支所長連絡調整会議などにおいて情報交換、情報共有しながら、新たな改善について検討を重ね取り組みました。総合支所に権限と財源があることで、要望を総合支所で受け取ることができ、総合支所長が直接優先順位の高いものから施工することができることから時間の短縮が図れ、地域要望を早期に実現することができるようになりました。</p> <p>しかしながら対応できなかった要望等もあることから、より多くの要望に対応できるような体制づくり等などの改善が必要だと考えます。</p>	拡充・充実	<p>平成26年度の実施状況を踏まえ、今後も毎月の総合支所長連絡調整会議などで情報交換や情報共有をしながら、より良い形で事業を進めていけるよう、更なる改善を検討しながら取り組みます。</p> <p>なお、予算については、平成26年度は当初から全額を各総合支所に計上しましたが、補正により本庁（当課）に予算を計上し、各地域の執行状況に応じて配分しました。</p>

市民部

評価：4=できている 3=概ねできている 2=課題克服が必要 1=未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
地域連携課	地域インフラ補修事業	地域における即答・即応の更なる対応が求められる案件に、より一層迅速かつ直接的に、しかも柔軟に対応し、身近な地域の課題や要望の早期解決を図るため、地域への原材料の支給や、総合支所職員（技能員等）等により各総合支所管内における公共施設等の簡易な補修、修繕等に係る地域要望への迅速な対応を実現します。	事業費執行率	より多くの要望を迅速に対応するため、事業費執行率を指標とします。	80%	98.3%		久居 97.0% 河芸 97.2% 芸濃 98.6% 美里 98.3% 安濃 99.8% 香良洲 96.8% 一志 100% 白山 97.1% 美杉 99.7% 各地区においてほぼ全額執行し、地域要望に対応しました。	4	市民に身近な地域要望について、人員の増員及び予算の増額により多くの要望に迅速に対応することができ、地域からも迅速な対応に対して好意的な意見をいただきました。	現状維持	今後も、毎月の総合支所長連絡調整会議などで情報交換や情報共有をしながら、より多くの要望に即答・即応するために、その実績を踏まえ、更なる改善を検討しながら取り組めます。 なお、予算については、平成25年度は初年度であったため、各総合支所には初動の予算を計上し、本庁（当課）の予算は各地域の執行状況に応じて、総合支所長が配分を決定することとしましたが、平成26年度からは当初から全額を各総合支所に計上しています。
人権課	平和関係事業	非核三原則を遵守し、人類普遍の願いである恒久平和を実現するため、さまざまな事業を通じて市民が平和の尊さについて、認識を深められるよう努めます。	原爆パネル展等の開催箇所数	原爆の悲惨さ、平和の尊さを広く訴えていくために、原爆パネル展等の開催箇所を充実します。	20会場	21会場		本庁、各総合支所で2箇所ずつ、また、「津市男女共同参画フォーラムわあむ津」で、原爆パネル展を開催しましたが、今後、あらゆる機会を捉えて、開催箇所を増やし、原爆の悲惨さ、平和の尊さを広く訴えていきます。	4	平成26年度は、「平和を考える市民のつどい」を開催し、戦争の悲惨さと、平和の尊さについて考えていただくために、「ガラスのうさぎ（アニメ）」「父と暮せば」という映画を上映したことにより、幅広い年齢層の市民に向けて平和の重要性について意識の高揚に努めるとともに、原爆パネル展を市内各施設で開催し原爆の悲惨さを訴えました。	現状維持	恒久平和の実現に向け、戦争の悲惨さ、平和の尊さについて市民意識の高揚に、一定の進歩があったと思われるが、さらなる平和への市民意識の高揚には、今後とも地道に平和事業を実施、また市民と共催することにより推進していきます。
人権課	人権推進事業	一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ります。	人権問題講演会、市民人権講座、職員人権問題研修会への参加者数	市民及び職員双方の、人権感覚の醸成、人権意識の高揚につなげる為、人権問題講演会、市民人権講座、職員人権問題研修会への参加者数を増やします。	3,500人	4,187人		職員人権問題研修会を、5回に増やすとともに、研修会場をリージョンお城ホール、しらすぎホールの大会場で各2回開催したことにより、職員の参加、意識の高揚に繋がりました。 また、差別事象のあった、芸濃地域の総合支所で研修を開催したことにより、職員の人権意識の高揚に繋がりました。	4	人権が尊重される津市の実現にむけて、津市人権施策基本方針に基づき、人権施策の総合的な推進を図るため、啓発事業を中心としたさまざまな人権施策を実施しました。人権問題の解決について、その特効薬はないことから、各種人権施策を継続的に粘り強く取り組んでいく必要があります。あらゆる年代の人、地域、学校、職場、企業など関係機関と連携・協力し各施策をさらに進めていく必要があります。	現状維持	人権問題の解決を図るには、誰もがさまざまな人権問題について、認識を深めることが重要であり、したがって粘り強い人権啓発の役割はますます重要になってきます。そのため本市に住み、働き、学ぶすべての人に地道な人権啓発を続けていくことにより、差別を許さない力を市民みんながつけるよう、さらなる人権意識の高揚に努めます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
男女共同参画室	男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現に向けて、第2次津市男女共同参画基本計画（平成25年度～29年度）を策定しました。社会情勢の変化や市民意識の現状を把握し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市民と協働したフォーラムの開催及び情報紙の発行、さらに県内男女共同参画連携映画祭への参加など市民に広く男女共同参画意識が根付くよう啓発活動を行います。	市民の「男女共同参画社会」の認知度	男女共同参画を推進していくためには、各事業を継続的に実施し、意識啓発していくことが重要であり、第2次津市男女共同参画基本計画に掲げた平成29年度数値目標として、市民の「男女共同参画社会」の認知度を80%以上とすることを指標とします。			意識の高揚を図ります。（認知度）	平成25年策定の「第2次基本計画」は、当該計画に対して初めての評価で、「平成25年度施策進捗状況に対する評価と意見」を作成し市民に公表しました。 社会情勢の変化に対応し、関係機関とも連携しながら課題の解決を図るとともに各事業を継続して実施します。	3	男女共同参画社会の実現に向けて、社会情勢の変化や市民意識の現状に対応した「第2次男女共同参画基本計画（平成25年度～平成29年度）」に基づき、市民と協働したフォーラムの開催及び情報紙の発行、さらに県内男女共同参画連携映画祭にも参加しました。今後も、基本計画の各施策の進捗状況を把握し、男女共同参画の推進とともに、各種事業を実施しました。	現状維持	男女共同参画社会の実現に向けて、基本計画の進捗状況を把握し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市民と協働したフォーラムの開催及び情報紙の発行、さらに県内男女共同参画連携映画祭にも参加しました。今後も、基本計画の各施策の進捗状況を把握し、男女共同参画の推進とともに、各種事業を実施します。
地域調整室	地方改善対策事業	地域課題については、法失効以前に取り組んだ特別対策事業等により住環境の整備などにおいて一定の成果をみることはできたものの、法失効後もなお残された課題については関係団体、関係機関等との連絡調整を図りながら、引き続き課題解決に努めます。	施設維持管理	各施設の維持管理を行い、関係団体と調整を図りながら、事業を実施します。			地域の活動拠点となる、会館・集会所等の維持管理を行うことにより、地域課題の解決に向けて取り組みます。	各施設について、所定の保守点検を行い、維持管理に努めました。 さくらゆについては、指定管理者の運営状況から、指定の取消しを行い、一部業務委託により、継続した運営を行いました。	3	残された地域課題の解決に向けて、関係団体等と連絡調整を図りながら事業を実施しました。 会館、集会所等については、所定の点検・保守を行いました。また、高洲会館・殿木集会所については、津波避難用外付階段を設置し、防災対策を実施しました。共同浴場については、指定管理者から運営困難として解除の申出を受け、指定管理者を取消し一部業務委託を行う中で、浴場運営を継続しました。	現状維持	会館・集会所等については、残された地域課題を解決するため、今後も引き続き関係団体等と連絡調整を図りながら事業を実施していくことが必要です。 共同浴場については、地域に根差した施設として、維持管理に努めながら、住民の利用を促進していくことが必要です。
地域調整室	福祉資金事務事業	福祉資金貸付事業は、対象地域住民の経済的自立と福祉の向上を図るため、貸付事業として実施されてきましたが、法失効により廃止され、現在は過年度分にかかる収納業務を行います。 当該貸付事業の未償還額にかかる徴収は電話催告、督促状の送付、訪問指導、夜間徴収などにより行っており、未集金の収納率向上に努めます。	福祉資金貸付金回収率	健全な財政運営に資するため、収納率の向上に取り組み歳入確保を図ります。	3.80%	2.88%	納付完納もありましたが、新たな納付誓約者からの納付等で前年比としては、0.21%の増となりました。	2	限られた体制下、他の事務・事業をこなしながらの取り組みであり、一概に催告や相談、訪問の回数を増やすことはなかなか困難な状況ではありますが、1回1回の個別指導等を誠心誠意行うことで、少しでも収納率向上につながるよう取り組んでいきたいと思えます。また、支払督促については、対象とする債権の特定ができなかったことにより、未執行となりました。	拡充・充実	すでに制度は廃止され、現在は過年度分の収納業務を行っておりますが、社会経済情勢が低迷する中で、限られた人員・体制下での業務遂行に苦慮しております。総合支所管内とも連携を深めながら、収納率向上に向けて創意工夫しながら取り組んでいきたいと考えております。	

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
地域調整室	隣保館運営事業	周辺地域を含めた地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的に、適切な管理運営を行います。	隣保館利用者数	隣保館で行う講座、相談事業、研修会等を通して、人権課題の解決を図ります。	66,500人	61,308人		市内12館の隣保館で各種講座等を開催したが、2館で改修工事を行ったことなどから、利用者数は減少しました。	3	市民の健全な文化生活を育成し、社会福祉の増進を図るため、人権課題の解決に向けた講座を開設するなど、地域社会全体の中で福祉の拠点施設となる開かれたコミュニティセンターとしての機能を発揮するべく、相談事業、啓発・広報事業、地域交流促進事業等の各種事業の推進に努めました。 また、川合文化会館、白山市民会館の改修工事を実施し、施設整備を図りました。	現状維持	残された地域課題の解決を図るために、隣保館事業の果たす役割は大きなものがあります。当室としては各館の事業を一層充実・強化するとともに、社会情勢の変化、住民ニーズを的確にとらえ、事業計画に反映していく必要があります。 今後においても館の拠点性を維持・発展するために、施設の老朽化への対応などをさらに進め、利便性の向上に努めながら、各種人権課題に対応していきたいと考えます。
アストプラザ	アストプラザ管理運営事業	津駅前という立地条件と土日祝日（午前8時30分から午後5時まで）、平日（午前8時30分から午後8時まで）の年間360日の開所により、住民登録、印鑑登録に関する届出の受付及び証明書の交付や市税等の収納などの行政サービス窓口業務を行うことにより、市民の利便性の向上を図ります。 また、アスト津ビルの同階（4・5階）にある橋北公民館と連携を図りながらコミュニティ施設の貸館（午前9時00分から午後10時まで）を行い、市民等の交流の拠点となるよう市民団体への貸館などの支援をしたりして、地域の振興に貢献していきます。	窓口業務の利用件数（処理件数）	窓口業務全体の利用件数（処理件数）を利用者に対する満足度の判断材料とします。	13%	11.3%		平成26年度市全体の住民票・印鑑証明書の発行件数は240,541件、アストにおける件数は27,122件で、全体に占める割合は、11.3%と前年度並みの利用がありました。	4	市全体に占めるアストプラザにおける住民票等の証明書の交付割合は、前年度並みですが、津駅前という立地条件の良さや土日・祝日や平日の夜間に各種証明書の交付等の業務を行っているという利便性は、市民にとって好評であり、コミュニティ施設の利用も増えたことから、市民のニーズに responding しているものと考えます。 また、旧アスト情報センターのスペースを、会議室4に改修し、コミュニティ施設として活用を図ることで、施設の充実に努めました。	現状維持	今後も、休日や夜間に各種証明書の交付等の窓口業務の増加が予想され、市民の利便性の向上や待たせることがないスムーズな対応が求められていることから、職員の勤務体制を、窓口の混雑が予想されるときにより重点的に配置したり、業務・接遇研修を行うなどして、質の高い行政サービスを目指していきます。 また、当該施設が開館して10年以上が経過し、施設の老朽化が進んできていることから、計画的な修繕・改修に取り組み、地域のコミュニティ施設としての機能の充実に努めます。